

市第52号議案

横浜市青少年施設条例の一部改正

横浜市青少年施設条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成27年9月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市青少年施設条例の一部を改正する条例

横浜市青少年施設条例（昭和39年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第8条第1項中「第4条第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイ」を「第4条第1号並びに第2号ア及びイ」に改める。

第9条第1項中「第4条第1号ア及び第3号ア」を「第4条第2号ア」に改める。

別表第1中1の表を削り、2の表を1の表とし、3の表を2の表とする。

別表第2の1の表を削り、同表の2(2)の表備考2中「時間外に青少年研修センター」を「1日以外の時間（以下「時間外」という。）に青少年研修センター」に改め、同表中2の表を1の表とし、3の表を2の表とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市青少年交流センターを廃止するため、横浜市青少年施設条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市青少年施設条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（目的並びに設置及び種類）

第 1 条 （第 1 項省略）

2 青少年施設の種類の種類は、次のとおりとする。

(1) 青少年交流センター

(1) （本文省略）

(2)

(2) （本文省略）

(3)

（第 3 項省略）

（施設）

第 4 条 前条に掲げる事業を行うため、青少年施設に次の施設を置く。

(1) 青少年交流センター

ア 多目的利用室、会議室、料理室、和室及びレクリエーションホール

イ 音楽演奏室及び音楽スタジオ

ウ 青少年交流スペース及びワークルーム

(1) （本文省略）

(2)

(2) （本文省略）

(3)

（利用の許可）

第 8 条 第 4 条第 1 号並びに第 2 号ア及びイに掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）

(利用料金)

第 9 条 前条第 1 項の規定により青少年施設の施設の利用の許可を受けた者 (第 4 条第 2 号ア
第 4 条第 1 号ア及び第 3 号アに掲げる施設の利用の許可を受けた者で、25 歳未満のものを除く。) は、指定管理者に対し、その利用に係る料金 (以下「利用料金」という。) を支払わなければならない。

(第 2 項及び第 3 項省略)

別表第 1 (第 1 条第 3 項)

1 青少年交流センター

名 称	位 置
横浜市青少年交流センター	横浜市西区

$\frac{1}{2}$ 青少年研修センター

(表省略)

$\frac{2}{3}$ 青少年育成センター

(表省略)

別表第 2 (第 9 条第 2 項)

1 青少年交流センター

種 別	単 位	利 用 料 金	
		青少年指導者及び青少年育成者	その他の者
多目的利用室		円 600	円 3,300

大 会 議 室	1 日 に つ き	1,500	12,700
小 会 議 室		600	3,300
料 理 室		900	3,300
和 室		900	5,200
レクリエーションホール		1,500	11,400
音 楽 演 奏 室			4,400
音 楽 ス タ ジ オ			2,200

(備考)

- 1 「1日」とは、午前9時から午後10時までをいう。
- 2 1日以外の時間（以下「時間外」という。）に青少年交流センターの施設を利用する場合の当該時間外に係る利用料金の額は、時間外における利用1時間につき、それぞれの利用に係る1日の利用料金の額に11分の1を乗じて得た額とする。この場合において、時間外における利用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。

$\frac{1}{2}$ 青少年研修センター

(1) 省略)

(2) 日帰り利用

(表省略)

(備考)

(1 省略)

- 2 1 日以外の時間 (以下「時間外」という。) に青少年研修
時間外に青少年研修センター
センターの施設を利用する場合の当該時間外に係る利用料金
の額は、時間外における利用 1 時間につき、それぞれの利用
に係る 1 日の利用料金の額に 7 分の 1 を乗じて得た額とする
。この場合において、時間外における利用時間が 1 時間未満
のとき、又はこれに 1 時間未満の端数があるときは、その時
間又は端数時間を 1 時間として計算する。

$\frac{2}{3}$ 青少年育成センター

(表及び備考省略)